

景観形成における建築業者の役割に関する考察

— 東広島市の住宅団地を事例に —

杉谷 真理子

(2015年10月5日受理)

A Study of the Function of Builders in Formation of a Landscape:
A Case Study of Housing Developments in Higashi-Hiroshima City

Mariko Sugitani

Abstract: In present-day Japan, many people do not choose traditional style of houses and housing landscapes are therefore changing, but the mechanism of this process has not been sufficiently studied. The purpose of this study is to clarify the function of the builders in the formation of housing landscapes. I researched on the outward appearance of houses and interviewed builders involved in housing development in Higashi-Hiroshima City, Hiroshima Prefecture. The results show that the builders have opportunities to decide whether to establish building agreements and to build ready-for-sale houses or customized houses under housing development. This would allow them to control the development of fundamental housing landscapes; however, this is a superficial system. To maintain or develop housing landscapes, residents should have a sense of ownership and intervene actively in the mechanism.

Key words: housing developments, the formation of landscapes, builders,
building agreements, Higashi-Hiroshima City

キーワード：住宅団地，景観形成，建築業者，建築協定，東広島市

1. はじめに

阿部（1995）によると、環境に関する情報の受容は五感の中でも特に視覚から行われるため、「人間と環境のかかわりあいには、まず視覚を中心にして考察されなければならない」として、視覚世界の視点から「見かた」について論じている。「見かた」とは、環境をどう見るかによってその文化の基本的な特徴が見出せるものであり、「視知覚によって環境の意味を理解するための暗黙の前提であり、日常生活において意識化

されない知識」（阿部，1995）と定義されるものである。ある地域を訪れた際、私たちはまず視覚によってその地域を理解しようとする。その「見かた」として、何を「美しい」としているのだろうか。

日本においては、大正年間より都市計画や建築物に関する法整備が行われてきた。しかし、そこでは「美しい都市風景の育成は、都市計画が正面から取り組むべき課題であるとは認識されていなかった」（中島，2009）。美観地区、風致地区などの設置が行われ都市美、自然美の維持・促進が目指されたものの、より広い範囲において良好な景観の形成を目指す際に拠り所となる法の登場は、2004年の景観法の公布まで待たなければならない。この景観法の制定によって、これまで地方公共団体が独自に制定していた景観条例にも法的根拠が与えられることとなった。景観法第1章第1条に

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：由井義通（主任指導教員）、下向井龍彦、
畠中和生、熊原康博

は、「この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする¹⁾」と掲げられた。しかし、中島（2009）の指摘するように、都市計画における「美しさとは何か」、どのような景観を美しい景観と捉えるのかに関しては、検討の余地が残されているだろう。

個々人のもつ美しさの基準、どのような状態を好ましいとするかについて、それを少なからず表現するものとして、個人の所有物があげられる。景観について語る場合、これは住居という形で表現される。杉谷（2014）は広島県東広島市の住宅団地を対象として、住宅外観と住民の景観への意識についての考察を行っている。しかし、住宅の外観は個人の意向のみで決定されるわけではない。団地によっては開発業者や建築業者によって建築協定が定められているところもある。本稿の目的は、杉谷（2014）を受けて、前著で言及できなかった景観の創造に関連する立場、すなわち、住宅団地において景観が創造される過程のなかで、住宅地の開発および住宅の建築に関わる業者に焦点を当て、住宅供給側の行為を考察することである。

杉谷（2014）は、住民が景観創出の主体としての認識を十分には持っていないことを指摘しており、それは意図せずその地域の景観を変化させることにつながるとしている。建売住宅であろうと注文住宅であろうと、住民側としては業者に用意された家や素材を選択し購入するのである。住宅取得以前の土台作りは業者が担っているといつてよい。

2. 対象住宅団地の景観的特徴

2.1. 東広島市の概要

東広島市は広島県の中央部に位置する市であり、近年人口の増加がみられる都市である。人口190,135であり、市域は635.32km²である。東広島市は西条地区、八本松地区、志和地区、高屋地区、黒瀬地区、福富地区、豊栄地区、河内地区、安芸津地区からなり、市の人口は西条、八本松、高屋の3地区に集中しているといえる。西条地区は東広島市の中心部であり公的機関が集中し、市街地化が進む地域である。八本松地区は山を挟んで広島市に隣接して宅地開発が進み、住宅団地とミニ開発が既存の住宅地と混在した地域となっているほか、工業団地の集積がみられる地域である。ま

た、高屋地区では住宅団地などが分散的に形成されており、教育機能の集積がみられる地区である³⁾。住宅団地の開発の多くはこの3地区において行われている。東広島市の住宅地開発⁴⁾は、図1に示すように、近年では大規模住宅地の開発はほぼ完了し、ミニ開発に移行していることが分かる。

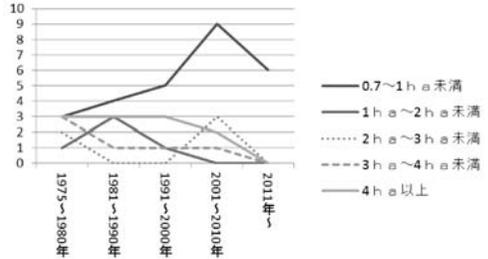


図1 東広島市における0.7ha以上の団地開発件数

2.2. 研究対象団地の概要

本稿で取り上げるのは、杉谷（2014）が対象とした住宅団地8カ所のうち、開発・建築に携わった業者が明確である3カ所であり、それぞれ団地A～団地D、業者A～業者Dとする。団地A、団地Bは1991～2000年に開発された、団地Aは18戸と小規模、団地Bは437戸と大規模な団地である。また、団地C、団地Dは2001～2010年に開発され、団地Cは39戸と小規模、団地Dは172戸と大規模な団地である。以下において、各団地の景観の特徴について分析、検討する。各団地の住宅の建築様式および外壁に使用している色彩に関しては、表1および表2に示した。

表1 各団地の住宅の建築様式

	団地A	団地B	団地C	団地D
和風住宅	10%(1)	2%(8)	3%(1)	0
洋風住宅	50%(9)	33%(145)	46%(18)	1%(1)
モダン住宅	22%(4)	27%(117)	51%(20)	27%(47)
箱型住宅	17%(3)	37%(162)	0	72%(124)
特異住宅	10%(1)	1%(4)	0	0
	18	436	39	172

※外観調査より、筆者作成

表2 各団地の住宅の外壁色彩

色	団地A	団地B	団地C	団地D
灰色	16%(3)	18%(77)	10%(4)	16%(28)
黒	0	3%(15)	5%(2)	6%(11)
白	28%(5)	10%(44)	26%(10)	5%(8)
赤	28%(5)	12%(52)	0	23%(39)
黄赤	11%(2)	34%(148)	44%(17)	46%(79)
黄	17%(3)	13%(56)	13%(5)	4%(7)
青	0	7%(32)	0	0
緑	0	3%(12)	2%(1)	0
	18	436	39	172

※外観調査より、筆者作成

1) 団地Aの景観的特徴

団地Aは、山陽自動車道西条IC付近に立地している。調査を行った時点ではすべての住宅の分譲が完了していなかったため、空き地となっている区画がある状態の住宅団地である。杉谷(2014)の建築様式の種類⁵⁾を用いた場合、住宅の建築様式の割合は洋風5割(9戸)、モダン2割(4)、箱型2割弱(3)、その他は和風と特異型が1戸ずつである。洋風の住宅が多い団地であるといえる。住宅の外壁に使用されている色彩に関しては、過半数が赤、黄赤、黄⁶⁾などの暖色系の有彩色を使用しており、他は灰色が1割強(3)、白が3割弱(5)という構成である。使用されている色相数は多くはないものの、団地内の高低差により他住宅の屋根や外壁の色彩が同時に視界に入りやすいため、色相が混在しているような印象を受ける。また、住宅の外観とともに、各戸がどのような塀が使用しているかは、住宅団地の通り景観に関わってくる。対象団地において使用されていた塀を構成する素材⁷⁾の数に関しては、表3に示すとおりである。団地Aの塀の構成要素の内訳としては、生垣、ブロック、金属、レンガを組み合わせで使用している。各戸における要素の使用数は2種(28%)、3種(28%)が最も多く、次いで塀がない住宅(22%)、4種以上(17%)となり、住宅によって塀の様相には違いがみられる。

表3 各団地の塀の構成要素

	戸数	構成要素数	一戸当たり平均要素数
団地A	18	39	2.17
団地B	436	807	1.85
団地C	39	75	1.92
団地D	172	361	2.1

※外観調査より、筆者作成

2) 団地Bの景観的特徴

団地Bは、対象団地の中で最も大規模な住宅団地である。山陽自動車道小谷SAに隣接し、山間部を切り開いて造成されているために、周囲は山に囲まれている。基本的にブロックや通りごとに建てられる住宅の建築様式に偏りがみられるため、通り景観は場所により雰囲気を変えている。団地内の住宅の建築様式は、洋風3割(145)、モダン3割(117)、箱型4割弱(162)とこの3つの様式が主流となる構成であり、和風は8戸、特異型は4戸と少ない。上記の通り、建築様式やそれにとまなう装飾は通りによって統一されているが、その色づかいでは、青が1割弱(32)など、住宅の外壁には一般的に使用されにくい寒色系の色相や高彩度色が点在し、色彩的な統一感に欠けている。団地Bの塀に使用される素材として最も多いものは生垣で

あり、次いでブロック、金属となっている。要素使用数は2種が最も多く、38%である。また、比較的新しい住宅の塀に関しては、生垣などの生育が十分ではないために、本調査の定義によって「塀ではない」とした場合もあり、これが13%である。また、4種類以上は3%にとどまり、その他は塀無し、1種、3種が12~20%である。組み合わせはブロックと生垣が多い団地といえよう。

3) 団地Cの景観的特徴

周囲に伝統的な住宅や田園が広がる団地Cは、小規模な団地である。団地Cの他にも、近隣には同様の新しい小規模団地が開発されており、ミニ開発の進んでいる地域に立地しているといえる。団地内の住宅は洋風とモダンに二分されており、それぞれ18戸と20戸となり、その他は和風が1戸である。この和風の住宅は、団地の造成以前より存在していたと考えられる⁸⁾。また、モダン住宅の中には、外観を和風に仕立てた、いわゆる「和モダン」とよばれるものも多くみられた。このような住宅では、黒、灰色、白などの無彩色が使用されることが多い。一方で、洋風住宅では緑が1軒あることを除いては赤、黄赤の暖色系の色相が使用されている。塀の構成に関しては、コンクリートを使用した塀が最も多く、生垣、金属と続く。2種使用する住宅が38%と多いが、塀なし、塀とはいえない状態の住宅も30%を超える。駐車スペースの確保のために、塀を設けない住宅もみられる。

4) 団地Dの景観的特徴

団地Dの周囲には、隣接して多数の団地が造成されており、周囲の団地とともにひとつの住宅空間を形成している。団地D内の建築様式の構成は、モダンが3割弱(47)、箱型が7割(124)とほぼこの2様式に偏り、その他は洋風が1軒となっている。この団地における箱型住宅に関しては、他の団地の箱型住宅に比べ色使いや構造などがモダン住宅に近いという特徴を持っている。団地Dにおいては、外壁に使用されている色彩のうち7割が黄赤(79)、赤(39)、黄(7)であり、有彩色かつ暖色の割合が高い。その他は、灰色(28)、黒(11)、白(8)であり、黒色の外壁の住宅やや目立つが、団地内の9割強の住宅の屋根が黒系であり、高さもそろっていることから、全体的に調和のとれた印象を受ける。団地Dでは、使用される塀の要素は生垣とコンクリートに集中しており、また54%の住宅がこの2種を使用している。塀が全くない住宅はなく、塀ではない状態と判断した住宅は34%であったことから、塀の生垣が完成していない、もしくは植栽とコンクリートを外構のアクセントとして使用している住宅も多いといえるだろう。さらに、生垣を使用して

いる植物の種類は少なく、数種に絞られているようである。

3. 建築業者と景観づくり

3.1. 聞き取り調査の概要

本稿において、団地の開発から住宅の建築まで一括して携わった業者、また建築のみ携わった業者は区別せず、総称して建築業者とよぶこととする。対象団地の形成にかかわった各業者が、どの時期に、どの程度その団地の形成に関与したかについては、聞き取り調査によって可能な限り明らかにする。各業者への聞き取り調査は、対談によるインタビュー形式を主としたが、業者によっては先方の要望に従ってEメールによって行ったところもある。また、建築業者については住民への聞き取り調査内でも話題に上がることがあり、その際に得た回答に関しても、考察の際に考慮に入れた。

3.2. 建築業者の方針

1) 業者A

団地Aの住宅供給に携わっている業者Aは、広島県内で事業を展開する地方企業である。しかし、団地Aの開発当時のことを熟知している専任者の不在により、Eメールによる簡素な質問のみの聞き取りとなり、十分な回答が得られなかった。住民への聞き取り調査によって、団地内には建売住宅と注文住宅の双方が存在していること判明しているが、業者のホームページに記載されている「ご家族の暮らしのあり方や価値観によって異なる一つ一つの願いやこだわりに丁寧にお応えしていくために、多彩な戸建住宅をご提案」、「住まうことの豊かさを一人ひとりのお客様にオーダーメイドでお届けする」という表現より、注文住宅がメインの団地といえるだろう。調査時点でこの団地はまだ分譲が完了しておらず、ホームページや現地の看板(図2)によると、分譲宅地は建築条件付きと建築条件なしの2つ、それに加え分譲住宅という販売方法で売出ししている。業者Aが現在の方法で宅地分譲を行う以前では、他社による住宅供給が行われていたとみられ、注文住宅、分譲住宅(建売住宅)、既存の住宅が混在しており、この分譲方法の違いや業者の違いが住宅の外観にも表れ、団地としてのまとまりはないが各戸個性のある住宅団地を形成しているといえるだろう。



図2 業者Aによる看板(筆者撮影)

2) 業者B

団地Bにおいて現在管理をしている業者Bは、広島市に本社を置き広島県内において事業を展開する業者である。団地Bは他開発業者が開発を行い、1993年頃より注文住宅をメインとした分譲を行ってきた団地である。2005年に業者Bがすべての区画を買い取るまでは、他ハウスメーカー各社が団地内のブロックごとに分譲を行っていたという。現在では、業者Bのみで建売住宅をメインとして分譲しており、すべての区画の分譲が完了するまでにはあと2年ほど要するという状況である。住宅は通りごとに建築され、分譲している間に他ブロックの住宅建築に着手する、といった具合に、常に団地内に分譲中の住宅をつくることで、継続して顧客を得ている。団地Bでは、建売の住宅に顧客の希望のものが無い場合、注文住宅も建築している。注文住宅の場合は、団地の北端や南端などの区画に建築するケースが多い。

この団地の開発が始まった当初、団地全地域に適応される建築協定が設置され、これは現在にも引き継がれている。協定では、建築物の色彩について、「8) 建築物及び構築物の色彩は、日本工業規格の色名(JISZ8102)に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いた有彩色調、無彩色又は素材色を用いるものとする。落ち着いた有彩色調とは、彩度2以上5以下、明度2以上7以下をいう」とある。これらの制限の違反に関しては、協定者の互選によって選出した「協定運営委員会」によってチェックされることになっている。しかし、聞き取りをした担当者によると、この規定を守っていない住宅もあるようだが、今まで問題とされたことはないとのことであった。さらに、外壁の塗り替え等への委員会のチェックについては規定されておらず、経年ともに協定の形骸化が危惧される。また、住民への聞き取り調査では、植栽に関する規定があるということを知っている住民もいたが、色彩に関する規定については住民から話が出ることは全くなかったため、完全には認知されていない可能性がある。

3) 業者C

業者Cは、広島県を中心として事業展開している業者である。団地Cは全戸注文住宅で分譲されており、建築業者が住宅の規格をもたないため、顧客の要望に応じて一から住宅を建築する。建築協定の策定はなく、現在では「シンボルツリー」の植樹が義務付けられているのみである。分譲の順序については特に業者側の方針はなく、日当たりなどの立地条件や土地の金額などを基準に、顧客の選んだ区画から分譲が行われている。聞き取り調査をした段階で、全区画分譲まであと3、4区画残っている状態であった。

住宅の建築に際して、業者Cは、顧客の要望などのヒアリングや話し合いを重ねながら、住宅の間取りや仕様を決めていき、必要に応じてアドバイスや提案を行っていくことで、住宅空間の景観形成に関わっている。他の業者で行われているのと同様に、外壁の素材や色彩などは業者が用意するものから顧客が選択するため、業者がどの様なものを用意するかにもある程度の方向付けが行われると考えられる。しかし、一方で顧客の好みを反映し易いものこの注文住宅であり、性別や年代によって好む住宅外観は異なる傾向を見せることや、その時々で選ばれる色彩にも流行というものがあることが聞き取りから得られた。

4) 業者D

団地Dは、杉谷（2014）が取り上げているように、業者1社によって造成、建築協定の設置、住宅の分譲が行われており、景観に統一感がみられるところである。この団地Dの開発を行った業者Dは、大阪に本社をもち全国的な展開を見せる大手メーカーである。住宅事業、賃貸住宅事業、建築事業、マンション事業など事業内容は多岐にわたる。

団地Dにおいて、分譲方法は注文住宅と建売住宅の2通りであるが、注文住宅に関しては建築条件付きとなっている。また、建売住宅は業者によって景観形成上重要とするポイントに配置されており、統一された通り景観づくりを意識している。特に、団地の顔となると考えられるメインストリートでは、この方法によって販売が行われている。

建築協定は「街づくりガイドライン」（以下、ガイドラインと表記する）という名称で設けられており、団地内全区画に適用される。このガイドラインへの理解と遵守は、すべての購入者に求められているが、購入後の違反に関して特に措置が講じられていないのは、杉谷（2014）の指摘している通りである。また、このガイドラインにおいては外構で使用する素材なども一部規定されている。外構に関しては、全戸が統一して使用する「共通アイテム」と、必ず使用する必要は

ない「選択アイテム」が定められており、団地の景観に更なる統一感をもたせるよう図られている。「共通アイテム」は、統一感を損なわないよう形状・色彩が共通のものを使用し、なおかつ使用する色彩の選択によって各戸の個性を出すような工夫がなされている。

4. 考察

以上第2章、第3章で得た結果に、いくつかの観点から考察を加えたい。

4.1. 団地に関与する業者数

まずは、団地の開発にかかわる業者数である。団地C、団地Dは1社が、団地A、団地Bにおいては数社がその団地の開発・建築に関与していた。これは、団地内の区画割りや、住宅の外観に使用される素材、色彩、装飾、そしてそれらが作り出す団地の景観というものに業者の持つカラーやコンセプトが反映されるがゆえに、無視できない観点だといえよう。団地A、団地Bでは、開発から現在に至るまでに複数の業者が関わり形成されてきた団地である。分譲の完了までの間に、流行の建築様式も移り変わりを見せ、業者ごとのカラーの違いとともに、様々な様式の住宅が並び、団地全体の一貫性に欠けた印象を受ける。

4.2. 注文住宅と建売住宅

調査対象とした4つの団地を、注文住宅と建売住宅のどちらがメインかで分類すると、団地A、団地Cは注文住宅がメイン、団地B、団地Dは建売住宅がメインであるといえる。団地B、団地Dは大規模な住宅団地であり、また、建売住宅は注文住宅に比べコストを抑えることが可能であることから、経済的な住宅供給という視点より、大規模団地に建売住宅が多いと考えることができる。そうすると、単に規模による違いになってしまうが、これを住宅景観のコントロールという側面からとらえると面白い結果が見えてくる。団地B、団地Dは建売住宅が主ではあるが、顧客の要望によって注文住宅を建てることことができる。これに関して両団地の建築業者とも、建売住宅と注文住宅の区画を区別し、あらかじめ建売住宅と注文住宅の配置計画を持っているのである。特に、業者Dに関しては、これを景観形成上意図して行っている。業者Bは、通りごとに住宅を建築して供給しているが、その際、同じ並びに同一色や同一形状の住宅が並ばないよう工夫が施されている。一方、団地Bの注文住宅は団地北端や南端などの辺縁部に建築している。つまり、団地内の景観のコントロールツールとして建売住宅を構え、注文住宅は景観形成に関しては扱いにくい存在として排除される傾向にある。これに対して、業者A、業者Cは

顧客のニーズに合わせて建築を行っているために、もとより団地内の景観形成をさほど意識していないと受け取れる。これは団地を売り出す際のコンセプトと関連している。

4.3. 建築協定の有無

団地のコンセプトとして、まず、団地の景観が統一され美しい状態であることに価値を置き、これを売りとするか、もしくは顧客のこだわりなどを追求できるオーダーメイドの住宅に価値を置き、これを前面に出すかの、2つ方向性を想定することができる。そして、前者の場合、統一された景観や通り景観を守るために、建築協定などのルールを設けることとなる。これによって、住宅団地の目指す姿というものが住民に共有されるはずである。団地B、団地Dにおいては、それぞれ「建築協定」、「街づくりガイドライン」がその役割を果たす。しかし、協定への理解や住宅購入後の景観の持続性に関しては、十分であるとは言い難い。特に、入居直後から数年、数十年と時を経るにつれて、植栽の手入れの程度や外壁の塗り替えなど、住まい方によって変化が起きることは避けられないが、このような箇所への考慮などは十分になされているとは言えず、課題といえるだろう。

4.4. 建築業者の果たす役割

以上のことから、建築業者は住宅団地の形成の際に、建築協定などの規定を策定する場合に団地の景観イメージを決定する機能を持つ。また、区画割りや分譲の順序、建売住宅として販売するか注文住宅として販売するかを決定することで、住宅の景観形成をコントロールすることが可能である。

5. おわりに

第4章での考察により、住宅団地の景観において、複数の業者が関与することによって、景観形成へ態度の一貫性が得づらい点、業者などの供給サイドの分譲方法によってある程度の景観が規定され、業者による景観コントロールを可能にしている点、また、協定やガイドラインなどによって団地のコンセプトを提示し購入者を絞り込み、さらにそのコンセプトの遵守を求めている点などが指摘された。このような建築業者の行為は、住宅団地の景観の方向付けを主導し、景観形成の土台を築く役割を持つ。

しかし、業者が住宅団地の景観形成に能動的に関わるのは、多くの場合、建築された住宅の引き渡しまでである。住宅の引き渡し完了すると、以降は設備のメンテナンスなどを行うのみである。実際には、購入後の植栽の変更・撤去や外壁の規定外色への変更が起

きているが、このような違反への対処は講じられてはいない。購入後の住民の住まい方に対して口出しをしないということは、暗黙の了解となっている。ここで、私たちは、建築業者は利益を追求する経済活動の一環として、住宅団地の開発、住宅の建築を行っているに過ぎないということを思い出さなければならない。

また、本稿で取り上げた団地に関しては、業者が前もって建築協定やガイドラインを策定しているため、購入者は一方的にこれを受け入れなければならないとなっている。住宅購入後、団地で生活するはずの住民は、自らの主体性を発揮する機会を与えられず、景観形成の根幹的なプロセスから疎外されている。現に、団地住民への聞き取り調査において建築協定の規定内容が十分に周知されていなかったり、手入れの面倒さから植栽の維持を放棄してしまったりする姿が見えてきている。これは、業者が主導して景観形成を行った弊害であるといえよう。

本稿の最初に述べているように、現在に至るまで日本においては都市の「美しさ」とは何か、また住環境における「美しさ」とは何かということ、住民の意識レベルで突き詰めて考えることを避けてきたように感じる。そのような、いわば「目指すべき景観」の不在のなかで、建築業者によって供給される景観は、手っ取り早く、見た目のよい整った居住空間を実現できる。しかし、そのような街なみ景観に配慮した住宅団地において、単に調和や統一感がある状態を「美しい」と表現し、それを全面的に肯定してしまうのは、いささか雑ではないか。住宅においても、技術の進歩や情報網の発達によって、どの地域においても均質的な住宅が建築業者によって供給されるようになっていく。しかし、その過程のなかで、地域性というものは失われつつあることや、業者による景観形成に限界があることにも目を向ける必要がある。単に美しい景観とだけ掲げてしまうと、その景観は形骸化しかねない。

【注】

1) 景観法より引用。

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi> (2015年7月8日閲覧)

2) 人口、面積は平成22年国勢調査による。

3) <http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/soshiki/38/toshimasu2.html>, 「第2次東広島市都市計画マスタープラン」より引用。(2015年7月8日閲覧)

4) 東広島市開発登録簿を用い、本研究では開発申請時に面積0.7ha以上かつ専用戸建住宅25戸以上のも

のを選出した。後述する研究対象団地に関しても、この基準をもって選出している。

- 5) 杉谷(2014)の分類では、和風住宅を「和瓦を用いており、引き戸などの和風の伝統的な造りを持ちあわせているもの」、洋風住宅を「洋瓦、レンガ、出窓、バルコニー、外灯などの洋風な装飾的な造りを持つもの」、モダン住宅を「基本的に無彩色。窓の装飾がなく、図形を組み合わせたような形状であり、切り妻や招き屋根であるもの」、箱型住宅を「立方体に近い形状で、屋根の造りは方形や寄棟であるもの」、特異住宅を「和洋の両方の要素を持つなどの理由で区別がつかない、あるいは、上記に該当しないもの」としている。
- 6) 本稿で色彩を分類する際には、マンセル表色系を指標としている。マンセル表色系とはJISに採用されるなど、一般的に使用されているカラーオーダーシステムであり、色合いである「色相」を、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)に分け、さらにその中間色である黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、紫青(PB)、赤紫(RP)を足した10色相で表現する。

7) 本稿において、塀の定義は、住宅の周囲四辺の少なくとも一辺を覆う程度の、連続性を持つ集合体とする。また、塀は通常数種類の要素(素材)を組み合わせで作られ、その組み合わせは無数に存在するため、本調査では各要素がどれくらい使用されているかを数えた。

- 8) 本研究にて対象団地を選出した際、開発登録簿内に含まれていない住宅であっても、現地調査の際に当該団地に隣接し、住宅団地の景観をともに形成していると判断したものに関しては、団地内の住宅として扱っている。

【文献】

- 阿部一『日本空間の誕生 コスモロジー・風景・他界観』せりか書房、1995
- 杉谷真理子「東広島市の住宅団地における住宅景観の変化と住民意識」『日本都市学会年報』VOL.47, pp201-210, 2014
- 中島直人『都市美運動 シヴィックアートの都市計画史』東京大学出版会、2009